

# Development of International Law on Cyber Operations: Contextualizing the Use of Force, the Law of Armed Conflict and Non-State Actors

パワディ, タノドムデッ

<https://hdl.handle.net/2324/4110430>

---

出版情報 : Kyushu University, 2020, 博士 (法学), 課程博士

バージョン :

権利関係 : Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (3)

氏名	Papawadee TANODOMDEJ (パパワディ・タノドムデッ)
論文名	Development of International Law on Cyber Operations: Contextualizing the Use of Force, the Law of Armed Conflict and Non-State Actors (サイバー活動をめぐる国際法の展開－武力行使、武力紛争法、非国家主体の文脈の中で－)
論文調査委員	主査 九州大学法学研究院 教授 明石 欽司 副査 九州大学法学研究院 教授 韓 相熙 副査 九州大学法学研究院 教授 Mark D. FENWICK

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、現代国際社会が直面する最重要問題の一つである「サイバー攻撃」について、国際法学の観点からの分析を試みており、特に、実定国際法規範の適用可能性と現在進行しつつある「国際立法」活動という二つの側面からこの問題を捉えようとしている。

本論文の背景には、物理的な「武力行使」に匹敵する（或いはそれを上回る）結果をもたらすサイバー攻撃が頻発し、しかもそれが従来の国家管轄権の観念では把握しきれない特異な空間における活動であることを前提として、そのような活動に対する国家間の（或いは国家を越えた）何らかの法的規制が必要であるとの認識がある。そして、その実現のための前提的作業として、適用可能な実定国際法規範を確認すると共に非国家主体が関わる「国際立法」活動の法的評価を行うことによって、サイバー攻撃に関わる国際法の現状を的確に把握することが本論文の主たる目的とされている。

以上のような認識と目的の下で、序章及び結論と本論2部（計7章）から構成される本論文の全体像は次のようなものとなっている。

5章からなる第1部「現行国際法の下でのサイバー攻撃」では、先ず、サイバー攻撃に対して適用可能と考えられる実定国際法（条約及び慣習法）の枠組が提示されると共に「北大西洋条約機構」の専門委員会である「サイバー防衛協力センター」(Cooperative Cyber Defense Centre of Excellence)が招請した専門家グループにより作成された二つの「タリン・マニュアル」が紹介され（第2章）、更に「サイバー攻撃」の定義問題について論じられている（第3章）。その上で、国際連合憲章中の諸規定のサイバー攻撃への適用可能性が考察され（第4章）、また同憲章の下での「武力行使」に該当しないサイバー攻撃についての法的評価が試みられている（第5章）。更に、サイバー攻撃からの文民の保護についてジュネーブ諸条約を中心とする武力紛争法（人道法）の適用可能性が分析されている（第6章）。また、2章からなる第2部「サイバー攻撃関連国際立法における非国家主体」では、現代国際法学における「国際法人格」を巡る諸問題が、「主体」(subjects)という伝統的観念のみならず、「関与者」(participants)という観念によっても説明され（第7章）、それに基づいて、サイバー攻撃を規律する国際法規範の定立に関わる非国家主体の活動とその成果としての諸文書についての評価が下されている。

以上の考察の結果として、第一に、実定国際法規範、特に、武力紛争法上の諸規範がサイバー攻

撃にも適用可能であること、第二に、個人資格で参加した国際法学者らによって作成された学術的な研究成果である「タリン・マニュアル」やマイクロソフト社が唱道し多数のハイテク企業が参加する「デジタル・ジュネーブ条約」や「サイバー・セキュリティ技術協定」といった非国家主体が作成主体となった文書が各国家の活動を規律し、更には条約を作成する上で重要な意味を有し得ることが示されている。但し、第二点は非国家主体が国際法主体であることを意味するのではなく、国際法の規範形成に寄与する存在である旨が付言されている。

本論文に対する我々調査委員の評価は次のようなものである。

領域を有する主権国家間の関係を規律する法規範として生成・発展してきた国際法を国家領域や他の地理的・物理的空間（海洋・空域・宇宙等）とは異なる「サイバー空間」という独特の空間に適用するという点で、そもそもサイバー空間における活動を国際法により規律することが可能であるのかという根本的疑問が存在している。それに対して、本論文では、諸国の実行や「国際連合政府専門家部会」の見解等を通じて、それが可能であるとの共通理解が国際社会に存在すること、そして、それにも拘らず、具体的に何れの実定国際法規範がどのように適用されるのかという点についての国家実行及び学説の一致は依然として見られないことが明らかにされている。その上で、本論文の筆者は、この先進的分野において次々と公表される新たな文献を渉猟しつつ、国際法基礎理論に関する基本文献や判例にも丹念に取り組むことによって、可能な限り一般国際法理論に基づく論理によってサイバー攻撃という新たな現象を規律するための理論枠組の構築を試みているのである。

勿論、新たな問題に対して既存の法理論では処理不可能な場合があることは当然である。本論文では、例えば、或るサイバー攻撃が「武力行使」に該当するの否かを判断するという困難な問題に対して、その判断のために“cyber causation”（サイバー空間における因果関係）という観念を用いることによって、一定の判断基準を提示している。つまり、本論文では、既存の国際法理論からの乖離を極力避けることによって、説得力のある議論が展開されていると評価できるのである。

以上の諸点からも理解されるように、本論文には高い評価が与えられ得る。しかしながら、指摘されるべき若干の問題点が存在することも事実である。特に、既存の一般国際法理論からの乖離を回避しようとするあまり、「新しい酒を古い革袋に入れる」という結果を招いているように思われる箇所が散見される。（例えば、第6章における武力紛争法の適用に関する議論は概ね現行諸条約とそれらに由来する諸理論に基づくものとなっている。）「新しい酒は新しい革袋に入れるべき」との観点からの「サイバー攻撃」（そして、「サイバー空間」）という新たな問題に即した斬新な理論の提示という点では不満が残るとの批判も提起されるであろう。

しかし、このような問題点は、本論文を博士論文として評価することを妨げるものではなく、筆者の今後の研究活動の中での、そして、サイバー空間に関わる国家実行や非国家主体の活動が進展する中での解決に期待すべきものであろう。

以上により、本論文は、調査委員全員一致で、博士課程修了により博士（法学）の学位を授与するに値するものであると認定する。